

様式第4号（第6条関係）

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

総括表

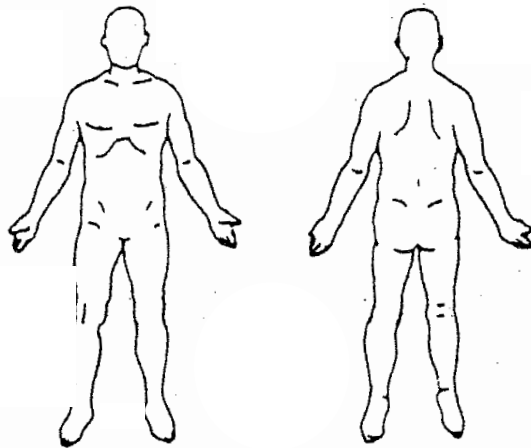
氏名	大正・昭和 年 月 日生（ 歳） 平成・令和	男・女												
住所														
①障害名 （部位を明記）														
②原因となった 疾病・外傷名														
疾病、先天性、交通、労災、その他の事故 自然災害、戦傷、戦災、その他（ ）														
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所														
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む）														
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日														
⑤総合所見														
[将来再認定 要（障害程度に変化が生じることが予想される場合のみ）・不要] [再認定の時期 年 月]														
⑥その他参考となる合併症状														
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 15条指定 診療担当科名 科 医師氏名 電話（ ） —		市町村 使用欄 15条指定医 の確認												
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入すること。] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表の掲げる障害に 身体障害程度等級表による根拠														
<input type="checkbox"/> 該当する（ 級相当） <input type="checkbox"/> 該当しない														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害部位</th> <th>等級</th> <th>項 目</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			障害部位	等級	項 目	指数					合 計			
障害部位	等級	項 目	指数											
合 計														
<p>(注) 1 障害名欄には、現在起こっている障害、例えば右上下肢機能障害、右大腿部切断等を記入し「②原因となった疾病・外傷名」欄には、脳梗塞、閉塞性動脈硬化症等原因となった疾病名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、宮崎県身体障害者相談センター（電話0985-29-2556）から内容についてお問い合わせする場合があります。</p>														

肢体不自由の状況及び所見

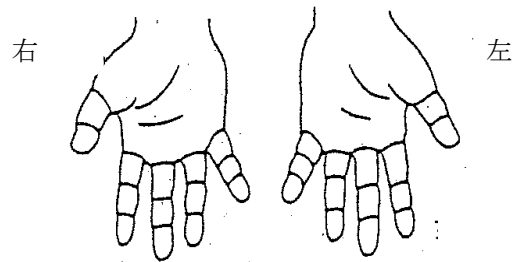
1. 神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入）

- (1) 感覚障害（下記図示）： なし ・ 感覚脱失 ・ 感覚鈍麻 ・ 異常感覚
- (2) 運動障害（下記図示）： なし ・ 弛緩性麻痺 ・ 痙性麻痺 ・ 固縮 ・ 不随意運動 ・ 振戦 ・ 運動失調 ・ その他（ ）
- (3) 起因部位： 脳 ・ 脊髄 ・ 末梢神経 ・ 筋肉 ・ 骨関節 ・ その他（ ）
- (4) 排尿・排便機能障害： なし ・ あり
- (5) 形態異常： なし ・ 脳 ・ 脊髄 ・ 四肢 ・ その他（ ）

参考図示（全身）



参考図示（手）



右		握力 kg		左
---	--	-------	--	---

（注2）指の欠損の場合は、各指骨間関節

（IP、PIP、DIP）の残存の

有無を明記すること

- ×変形 切断 感覚障害 運動障害

（注1）上下肢の欠損の場合は、欠損部が上腕、前腕、大腿又は下腿のそれぞれ1／2以上であるか否かを明記すること。

計測法

上肢長	肩峰→橈骨茎状突起
下肢長	上前腸骨棘→（脛骨）内果
上腕周径	最大周径
前腕周径	最大周径
大腿周径	膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）
下腿周径	最大周径

右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	

- (6) 歩行能力の程度：（ m ）
- (7) 起立位：（ 分 ）
- 片脚立位：（右：○ △ ×、左：○ △ ×）
- (8) 座位：（ 分 ）

（注3）補装具（義肢・装具・つえ等）
を使用しない状態で記入すること。

2. 動作・活動

自立—○、半介助—△、全介助又は不能—×、（ ）の中のものを使うときはそれに○

寝返りする				シャツを着て脱ぐ
足を投げ出して座る（背もたれ）				ズボンをはいて脱ぐ（自助具）
椅子に腰掛ける（背もたれ、肘掛け）				ブラシで歯を磨く（自助具）
立つ（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）				顔を洗いタオルでふく
家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車椅子）				タオルを絞る
洋式便座に座る				背中を洗う
排泄の後始末をする				2階まで階段を上がって下りる（手すり、つえ、松葉づえ）
（箸で）食事をする（スプーン、自助具）	右		左	屋外を移動する（家の周辺程度）（つえ、松葉づえ、車椅子）
コップで水を飲む	右		左	公共の乗り物を利用する

（注）：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されるので、（ ）内に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

3. 関節可動域 (ROM) と 筋力 (MMT) (この表は必要な部分を記入)

筋力テスト	関節可動域	筋力テスト	筋力テスト	関節可動域	筋力テスト
筋力テスト ↓	関節可動域 ↓	筋力テスト ↓	筋力テスト ↓	関節可動域 ↓	筋力テスト ↓
() 前屈 () 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 	後屈 () 後屈 ()	頸 体 幹	() 左屈 () 左屈	右屈 () 右屈 ()
右				左	
() 屈曲 () 外転 () 外旋	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 	伸展 () 内転 () 内旋 ()	肩	() 伸展 () 内転 () 内旋	屈曲 () 外転 () 外旋 ()
() 屈曲 () 回外 () 掌屈		伸展 () 回内 () 背屈 ()	肘 前 腕 手	() 伸展 () 回内 () 背屈	屈曲 () 回外 () 掌屈 ()
() 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲		伸展 () 伸展 () 伸展 () 伸展 () 伸展 ()	中 手 指 節 (MP)	() 伸展 () 伸展 () 伸展 () 伸展 () 伸展	屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 ()
() 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲		伸展 () 伸展 () 伸展 () 伸展 () 伸展 ()	近 位 指 節 (PIP)	() 伸展 () 伸展 () 伸展 () 伸展 () 伸展	屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 ()
() 屈曲 () 外転 () 外旋	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90 	伸展 () 内転 () 内旋 ()	股	() 伸展 () 内転 () 内旋	屈曲 () 外転 () 外旋 ()
() 屈曲 () 底屈		伸展 () 背屈 ()	膝 足	() 伸展 () 背屈	屈曲 () 底屈 ()
右				左	

備考

- (注)
1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
 2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会・日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
 3. 関節可動域の図示は、例示のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〽)を引く。
 4. 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失または著減(筋力 0, 1, 2 該当)
△印は、筋力半減(筋力 3 該当)
○印は、筋力やや減または正常(筋力 4, 5 該当)

例示

(×) 伸展 屈曲(△)

5. PIPの項の母指はIP関節を示す。
6. DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
7. 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

2つ以上の障害が重複する場合の障害等級の認定方法

1 合計指数算定による障害等級の認定

障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
指数	18	11	7	4	2	1	0.5

2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、上の表で各々の障害等級に割り当てられた指数を合算した合計指数に応じて次の表により認定する。

※ 7級の障害は1つのみでは法（手帳交付）の対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法（手帳交付）の対象となるものである。

合計指数	18以上	11～17	7～10	4～6	2～3	1
認定等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級

2 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該一上肢又は一下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位（機能障害が2か所以上あるときは上位の部位とする。）から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値を限度とする。

(例1) 右上肢のすべての指を欠くもの	3級	等級別指数	7
手関節の全廃	4級	〃	4
		合計指数	11

上記の場合、指数の合計は11となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は7となる。

右上肢を手関節から欠くもの	3級	等級別指数	7
---------------	----	-------	---

(例2) 左上肢の肩関節の全廃	4級	等級別指数	4
〃 肘関節 〃	4級	等級別指数	4
〃 手関節 〃	4級	等級別指数	4
		合計指数	12

上記の場合、指数の合計は12となるが次の障害の指数が限度なるため合計指数は11となる。

左上肢の肩関節から欠くもの	2級	等級別指数	11
---------------	----	-------	----

3 肢体不自由に関する合計指数の算定方法

肢体不自由に関しては、個々の関節や手指等の機能障害の指数を単純に合算するのではなく、原則として「上肢、下肢、体幹」あるいは「脳原性（上肢機能）、脳原性（移動機能）」の区分の中で中間的に指数合算し、さらに他の障害がある場合にはその障害の指数を合算することで合計指数を求める。

(例)	上肢	右手指全欠	: 3級 (指数7)	特例3級 (指数7)	} 3級 (指数7)
		右手関節全廃	: 4級 (指数4)		
		左手関節著障	: 5級 (指数2)	(指数2)	
(例)	下肢	右膝関節軽障	: 7級 (指数0.5)	(指数0.5)	} 6級 (指数1)
		左足関節著障	: 6級 (指数1)	(指数1)	
				(指数計 14.5)	指数計 8

この例の場合、5つの個々の障害の単純合計は14.5であるが、前記2の指数特例により右上肢は3級（指数7）となり、さらに上肢と下肢を中間的に指数計算するとそれぞれ3級（指数7）と6級（指数1）になるため、合計指数をもって3級と認定する。

4 重複障害の認定に関するその他の留意事項

- (1) 体幹の機能障害と下肢の機能障害が重複する場合は、原則として上位の等級に該当するどちらか一方の機能障害として認定する。ただし、障害部位や原因疾患が異なる場合（例えば、体幹機能障害と下肢の切断とが重複する場合は、重複障害として合計指数により認定する。
- (2) 7級の障害は、等級別指数を0.5とし、6級以上の障害と同様に取り扱って合計指数を算定する。
※ 7級単独では手帳交付の対象とならない。